

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

穴水町は能登半島の中央部に位置し、七尾北湾に面して東西25km、南北15km、183.21㎡の面積を有しており、その約75%を林野が占め、周囲は輪島市、能登町、志賀町、七尾市に接している。

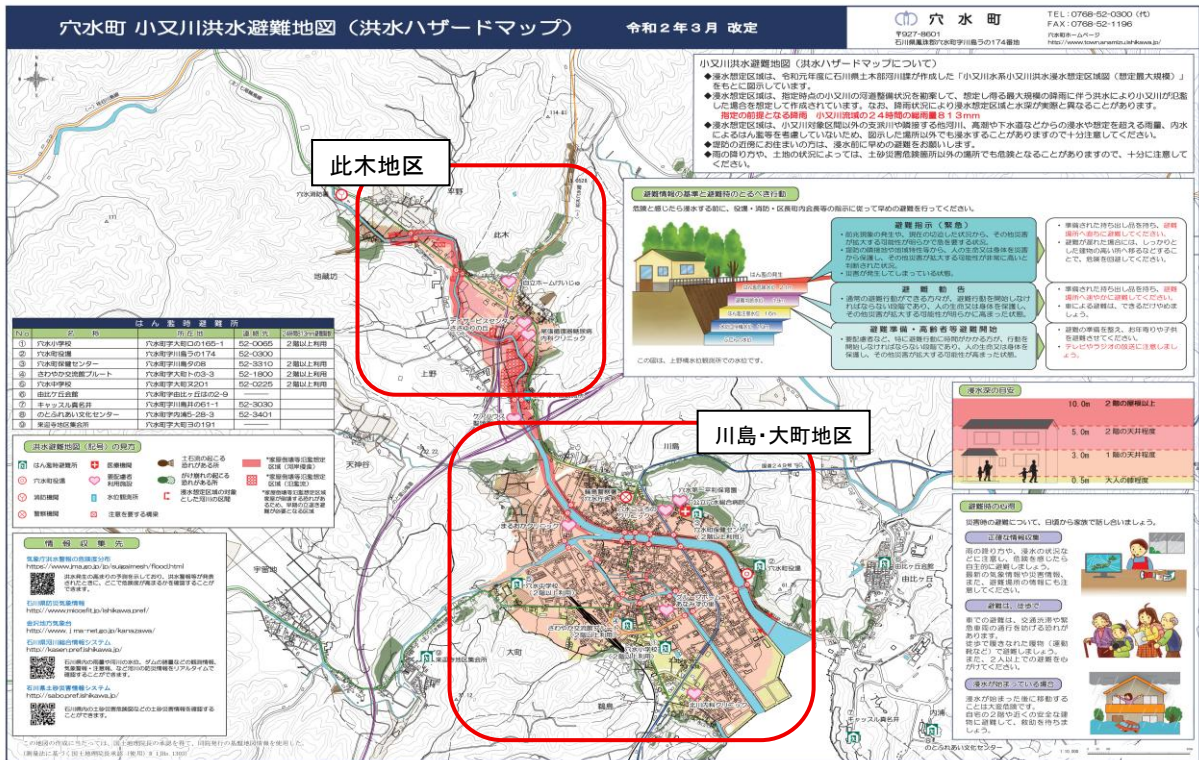
西北部にあるは桑塚山(409m)を最高峰に200~300mの山並みが連なり、東部は100m以下の丘陵地帯が広がり、河川が枝状に七尾北湾へ注がれ、流域には集落や耕地が点在している。

②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

穴水町のハザードマップによると、商工業者が集積する中心市街地(川島・大町地区)地域において、小又川の氾濫による浸水が予想されている。その浸水深は最大で3m、直線にして2kmと広範囲に及んでいる。

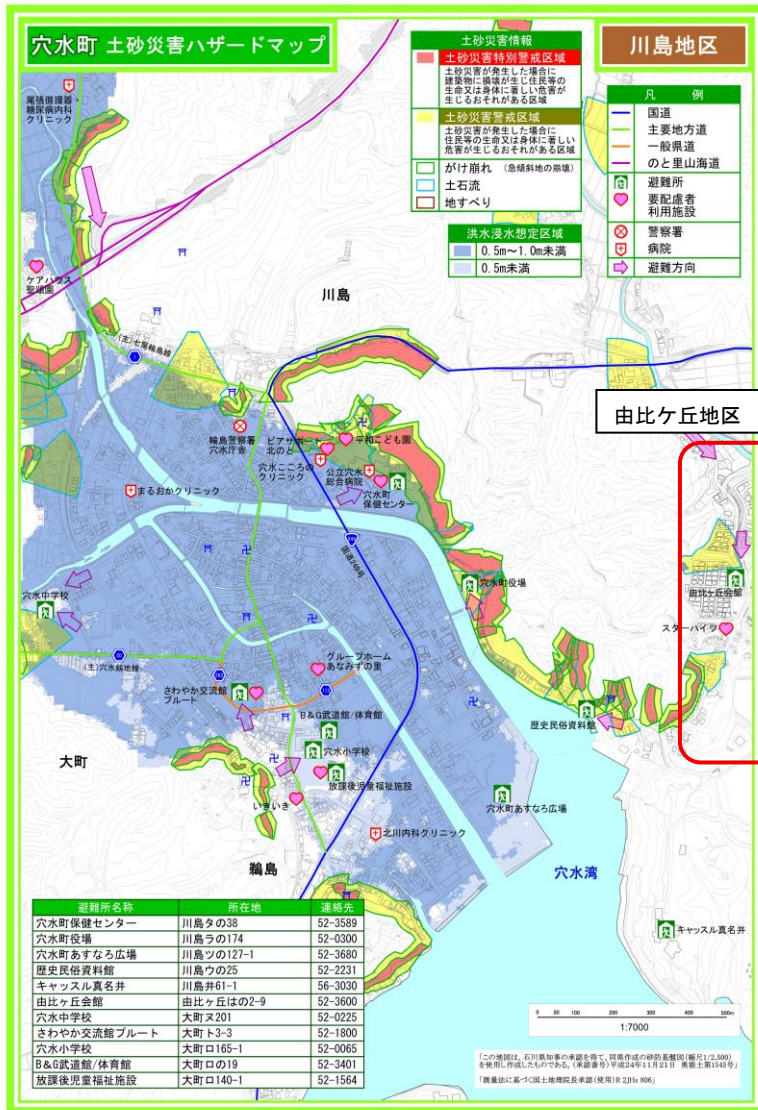
また、穴水ショッピングセンターパルスのある此木地区においては、河川沿いで最大10m、その付近で最大で5mの浸水が予想されている。



(土砂災害：ハザードマップ)

穴水町は、敷地面積のおよそ75%が森林で占められており土砂災害ハザードマップによると、地域一帯に土砂災害特別警報区域、土砂災害警戒区域が点在し、「がけ崩れ」、「土石流」、「地滑り」による災害が生じる恐れがある。

令和6年能登半島地震では、由比ヶ丘地区において土砂崩れが発生し、現在も長期避難区域に指定されている。



令和6年能登半島地震による由比ヶ丘地区土砂災害の様子

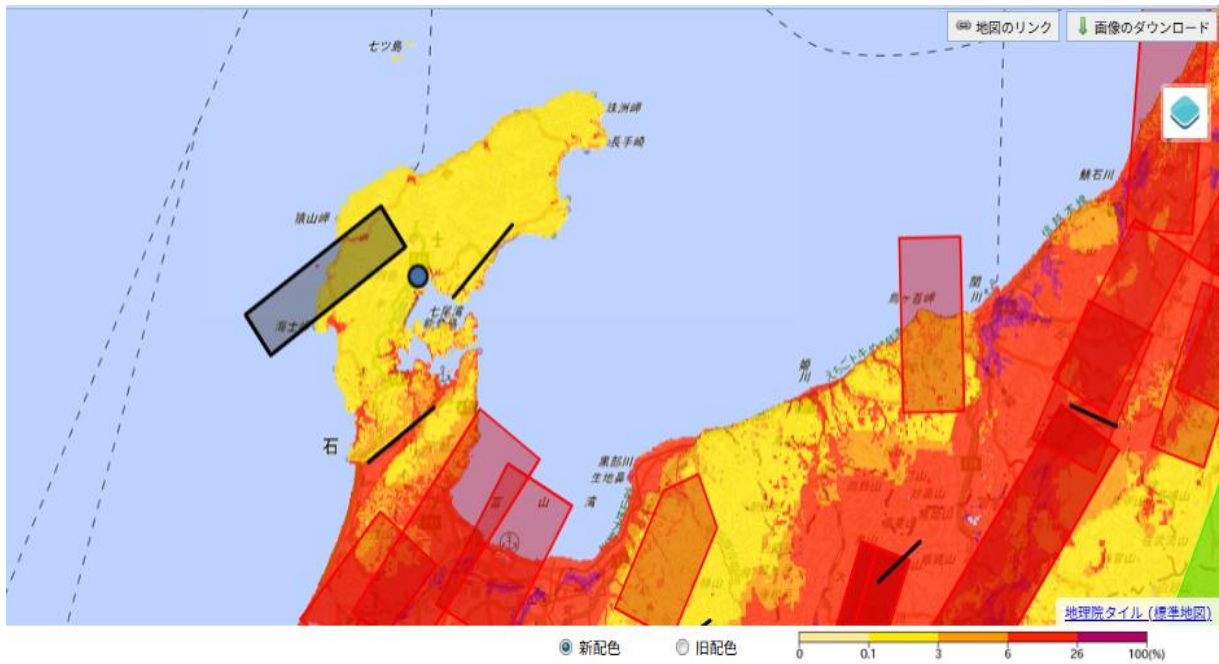
(地震：J - SHIS)

地震ハザードステーションの地震動予測地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で当町の全域において0.1%~26%以上の確率で発生するとされている。

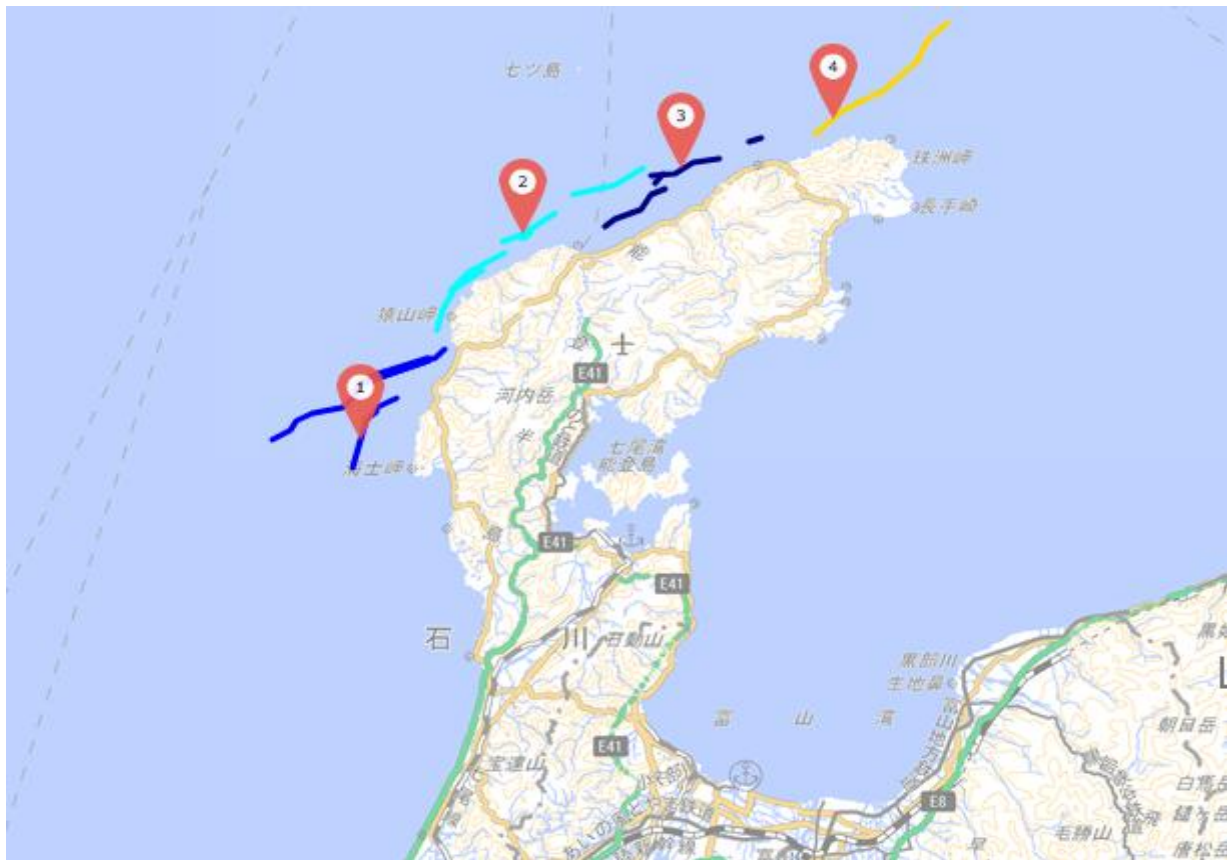
また、町の防災計画によると七尾市から中能登町、羽咋市、宝達志水町を経て、かほく市に至る邑知瀧断層帯による地震発生を想定している。

令和6年能登半島地震では、能登半島西方沖から佐渡島西沖にかけて伸びる活断層が新たな断層変位として広範囲に生じ最大震度7を記録した。現在でも能登半島を震源地とした地震が続いており、注意が必要である。

想定地震	想定規模	地震発生確率
邑知瀧起地震	マグニチュード7.6	30年以内に2%



J-SHIS 地震ハザードステーション 確率論的地震予測地図

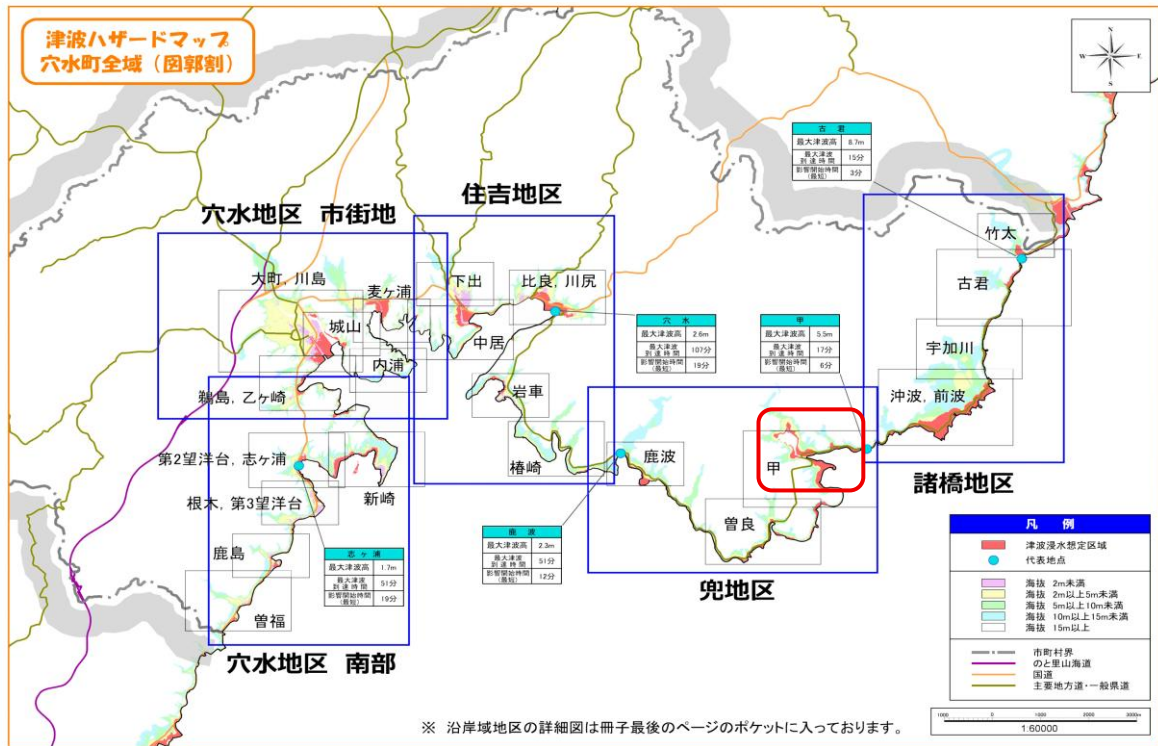


能登半島沖起震断層 ①門前沖、②猿山沖、③輪島沖、④珠洲沖

(津波被害：ハザードマップ)

穴水町の津波ハザードマップによると七尾北湾に面している28地域で津波浸水想定区域に指定され、穴水地区市街地では、最大2.6mの津波が想定されている。

令和6年能登半島地震では、兜地区において津波が襲い大きな被害を受けた。



(その他)

温暖化による気候変動から平均気温が上昇し、当町でも猛暑日や猛雨、警報級の大雪による被害に見舞われてきた。令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨では、崩土・路肩の欠損や床下浸水などの被害を受けた。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 404人
- ・小規模事業者数 334人

【内訳】

(令和8年1月1日現在)

業種		商工業数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	小売・卸売業	110	81	中心市街地に分布している。
	サービス業	165	149	中心市街地に分布している

	建設業	70	60	町内に分布している。
	製造業	23	17	町内に分布している。
	その他	36	27	町内に分布している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・経営指導員によるBCP策定に関するセミナーの受講
- ・商工会ビジネス総合保険の加入促進
- ・防災士の資格取得

3) 当会の令和6年能登半島地震への対応

- ・地区内事業者の被害状況の調査
- ・地区内事業者の相談対応及び支援
- ・支援物資の配布

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、穴水町との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていなかった。

令和6年能登半島地震では、商工会館が破損、停電、断水から使用できない状況となった。また、職員の中には金沢方面に2次避難し、出勤可能な職員も道路の亀裂や寸断から通勤時間に多くの時間を要するなど十分な支援体制が取れない状況となった。

このような状況下において業務を遂行していくには、近隣商工会（能登町・門前町・能登鹿北）および商工会連合会と連携した緊急的な支援体制の構築を行う必要がある。

この他、災害時に避難所で生活をする上で感染症の拡大に備えマスクや消毒液、衛生用品の備蓄、リスクファイナンスとして地震保険等の見直しを周知していく必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・穴水町、石川県が実施する防災訓練への参加を促し、災害時に必要となる知識や技能を身に付ける。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、穴水町商工会と穴水町との間に被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地域内に感染症発生時に速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・専門家派遣や個別相談会を実施し、事業者BCPの策定を支援する。
- ・管内事業所の事業継続力強化計画計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者にたいする普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和7年度に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 全国商工会連合会が連携する東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・ 事業者BCP等の取組状況に応じて専門家派遣を実施し、計画の見直しを図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード6.0の地震）が発生したと仮定し、穴水町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後は、穴水町商工会では事務局長、穴水町では観光交流課長が1時間以内に職員の安否確認を行い、安否確認の結果を穴水町商工会と穴水町で共有する。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を穴水町商工会と穴水町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、穴水町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・穴水町商工会と穴水町との間で、県・商工会連合会とも情報共有しながら、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨においては、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、自然災害発生から、おおむね24時間以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当商工会と当町は以下の間隔を目安として被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・穴水町で取りまとめた「例：穴水町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

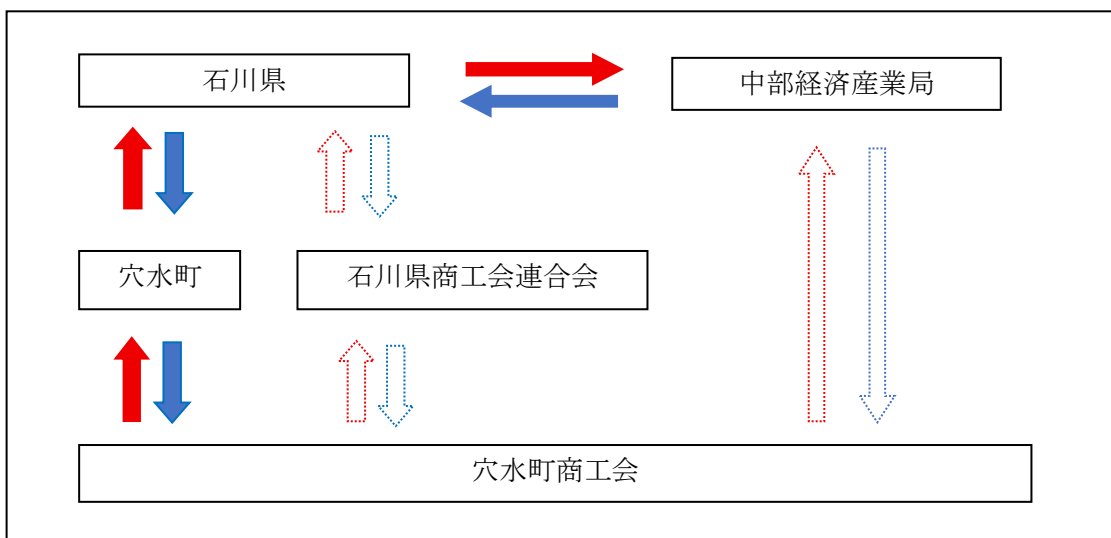
- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・穴水町商工会と穴水町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・自然災害発生から、おおむね3日以内に、県の指定する様式（別紙1）にて、地区内事業者の被害額の算定を行い、穴水町商工会と穴水町で共有する。

※被害額の算定を含む被害状況調査は、激甚災害指定の際の根拠となる重要な調査であることから適切に実施すること

※激甚災害指定の有無により、被害事業者支援策に違いが生じる。

- ・穴水町商工会と穴水町が共有した情報を、石川県の指定する方法にて穴水町商工会又は穴水町より、速やかに石川県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、穴水町商工会と穴水町が共有した情報を石川県の指定する方法にて穴水町商工会又は穴水町より石川県へ報告する。

(連携体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、石川県及び穴水町と相談する（穴水町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

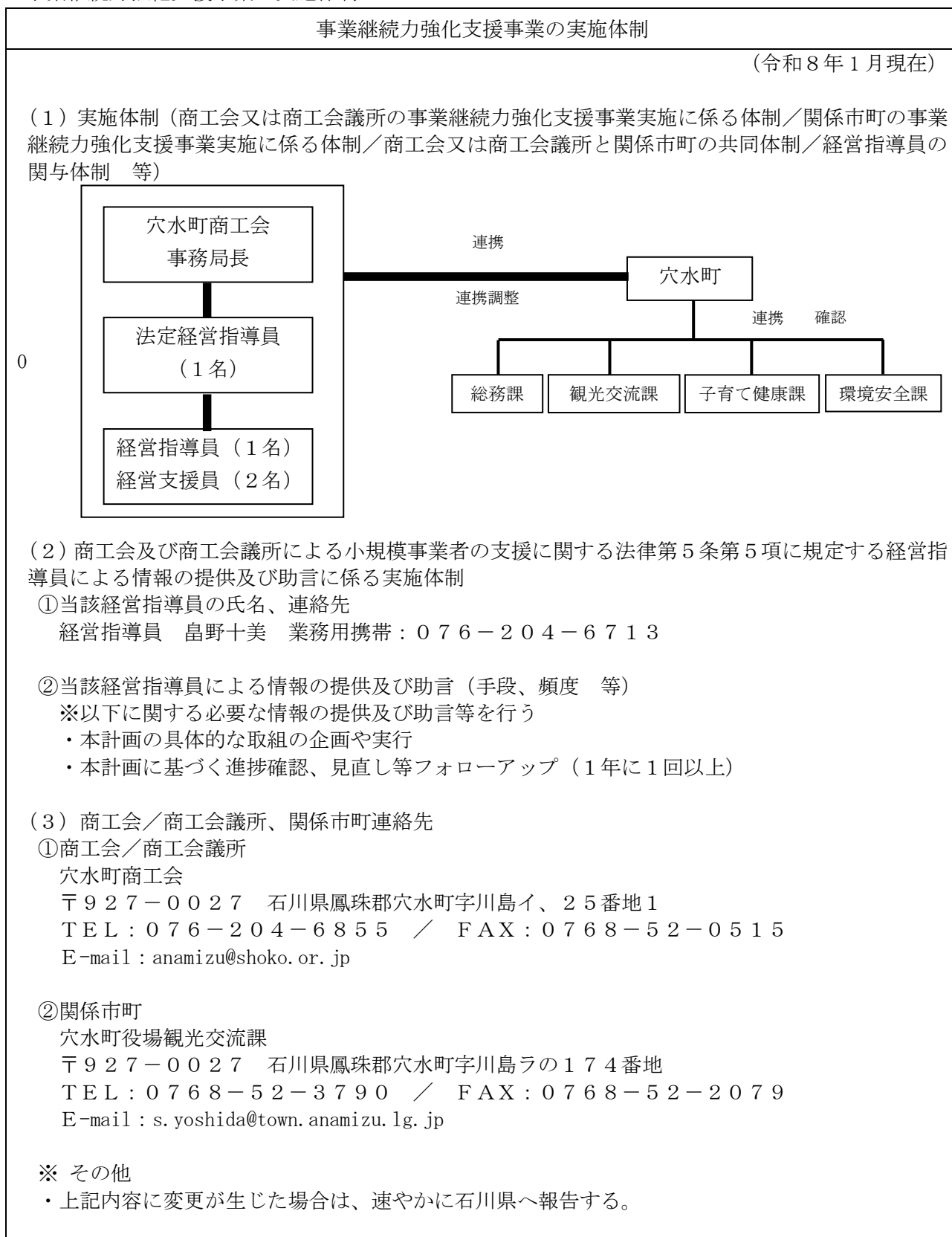
- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・穴水町商工会の被害が小さく、職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、商工会議所、県、商工会連合会、商工会議所連合会などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）について、国の機関や石川県等を通じて穴水町商工会・穴水町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。（例：上述相談窓口等を活用し情報提供を行う）

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	680	680	680	680	680
・専門家派遣費	330	330	330	330	330
・協議会運営費	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	150	150	150	150	150
・パンフ、チラシ制作費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、穴水町補助金、伴走型支援事業費補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

